

第1日

平成30年2月27日（火）

午前10時零分開会

○議長（中島秀樹君） 皆様、おはようございます。これより、平成30年第1回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から3月20日までの22日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月20日までの22日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

12番大庭きみ子議員

13番富田栄一議員

を指名いたします。

次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から報告1件、議案41件の送付を受けました。

これを一括上程し、提案理由の説明を求めます。副市長。

（副市長登壇）

○副市長（中野信哉君） 皆様、おはようございます。市長が現在入院療養中のため、副市長であります私が市長にかわりまして、御挨拶及び議案の提案理由について説明申し上げます。

本日ここに平成30年第1回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙な中に、お繰り合わせ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本来ならばこの3月定例議会は、新年度に向けての施政方針を明らかにし、各会計予算を御審議いただくところでございますが、改選期でありますので、本定例会に提案しております平成30年度予算につきましては、猶予ができない災害復旧・復興に全力で取り組むための事業を計上し、それ以外の事業につきましては、新規の政策に係るものを除き、義務的経費や継続して年度当初から執行が必要な事業を中心に編成した骨格予算としております。どうか、各議員の皆様におかれましては、その旨、御了承いただきますようお願い申し上げます。

それでは、議案の提案理由について説明申し上げます。

本定例会では、報告について1件、当初予算について10件、補正予算について6件、条例の廃止、一部改正及び制定について20件、計画の変更及び策定について各1件、市道路線の認定について1件、指定管理者の指定について1件、一部事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び一部事務組合規約の変更について1件、合計42件の議案等を提案申し上げます、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第1号専決処分の報告につきましては、交通事故による損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告申し上げるものであります。

次に、当初予算につきまして説明申し上げます。

第1号議案平成30年度朝倉市一般会計予算につきましては、本年4月に市長選挙が予定されているため、骨格予算としましたが、当初予算規模は460億円となり、対前年度比152億9,000万円、49.8%増となっています。これは、主に昨年発生しました平成29年7月九州北部豪雨災害から一刻も早く復旧するために、災害関連予算として約210億円の予算を計上したことによるもので、平成29年度からの災害関連経費の繰越明許費、約120億円とあわせて約330億円の予算となり、災害復旧・復興を加速させる予算としました。

それでは、一般会計の歳入の概要について説明申し上げます。

市税は、固定資産税の評価替えによる影響や九州北部豪雨災害による減少が見込まれることから、対前年度比1億6,268万6,000円、2.3%の減となりました。

次に、一般財源等の中で大きな割合を占める地方交付税及び臨時財政対策債は、国が示した平成30年度の地方財政計画では、地方税、地方譲与税及び地方特例交付金の伸びが見込まれるため、地方交付税が対前年度比2.0%の減、臨時財政対策債が1.5%の減とされ、一般財源総額では、昨年とほぼ同額の62.1兆円が確保されました。

本市において、普通交付税は基準財政需要額で公債費の伸びが見込まれるものの、合併算定替えの段階的縮減などを鑑み、対前年度比3億8,000万円、6.3%の減、臨時財政対策債は地方財政計画により対前年度比1億円、10%の減と見込みました。特別交付税は災害関連経費分を計上したため、対前年度比8億2,000万円、75.9%の増となりました。このことから、歳入の根幹をなします市税、地方交付税、臨時財政対策債等の一般財源総額は1億1,431万4,000円、0.7%の増となりました。

次に、歳出の主な内容につきまして、目的ごとに概要を説明申し上げます。

まず、総務費は、災害対応派遣職員経費、ふるさと応援寄附金事業、市長選挙等の増はあるものの、基幹系情報系システム更新費、庁舎建設費、小石原川ダム水源地域整備事業等の減により1億2,483万1,000円、2.6%減の46億8,141万7,000円といたしました。

衛生費は、サン・ポート公債費負担金、簡易水道特別会計繰出金等の減はあるものの、災害等廃棄物処理事業、汚泥再生処理センター管理費等の増により23億471万8,000円、93.3%増の47億7,457万8,000円といたしました。

土木費は、災害公営住宅建設事業、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業等の増はあるものの、道整備交付金事業、十文字公園整備事業、中町団地建てかえ事業等の減により11億891万3,000円、23.7%減の35億6,102万8,000円といたしました。

教育費は、秋月小学校防火シャッター整備、スクールバス経費、埋蔵文化財経費等の増はあるものの、杷木統合小学校建設事業、秋月小中一貫校建設事業等の減により16億2,321万9,000円、44.9%減の19億8,796万3,000円といたしました。

災害復旧費は、平成29年7月九州北部豪雨による災害復旧事業経費の増により157億9,196万3,000円、2万651.2%増の158億6,843万3,000円といたしました。

公債費は、対前年度比2億1,632万1,000円、8.1%増の28億8,206万8,000円といたしました。なお、詳細内容につきましては、予算審査特別委員会におきまして担当職員から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、特別会計につきまして説明申し上げます。

第2号議案平成30年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算につきましては、対前年度比103万9,000円、13.3%減の675万2,000円といたしました。

第3号議案平成30年度朝倉市簡易水道特別会計予算につきましては、前年度から行っている寺内地区の水道管更新事業費の減により、対前年度比1,801万4,000円、23.3%減の5,922万2,000円といたしました。

第4号議案平成30年度朝倉市国民健康保険特別会計予算につきましては、事業勘定におきまして国民健康保険制度の改正により、県単位化が始まることに伴い、対前年度比13億4,255万5,000円、15.5%減の73億4,055万2,000円といたしました。

直営診療施設勘定におきましては、対前年度比974万2,000円、3.4%減の2億7,763万3,000円といたしました。

第5号議案平成30年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、対前年度比318万3,000円、0.4%減の8億9,796万4,000円といたしました。

第6号議案平成30年度朝倉市介護保険特別会計予算につきましては、今年度より3年間、第7期となる介護保険事業計画に基づく事業を行います。予算総額を対前年度比1億8,464万6,000円、3.1%減の57億1,598万2,000円といたしました。

第7号議案平成30年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算につきましては、対前年度比41万6,000円、49.2%減の43万円といたしました。

次に、第8号議案から第10号議案までにつきましては、企業会計予算に関する議案であります。

第8号議案平成30年度朝倉市工業用水道事業会計予算につきましては、業務の予定量として年間547万5,000立方メートルを給水することとし、これに伴う予算は、収益的収入及び支出において、収入に1億5,074万4,000円、支出に1億1,343万6,000円を計上いたしました。

また、資本的収入及び支出につきましては、キリンビール福岡工場への工業用水管更新工事を行うこととし、収入に4億2,551万3,000円、支出に4億1,124万円を計上いたしました。

第9号議案平成30年度朝倉市水道事業会計予算につきましては、業務の予算量として年間260万3,582立方メートルを給水することとし、これに伴う予算は、収益的収入及び支出において、収入に6億860万1,000円、支出に5億4,519万6,000円を計上いたしました。

また、資本的収入及び支出においては、収入に1億1,991万8,000円、支出に2億4,010万6,000円を計上いたしておりますが、不足額は過年度分損益勘定留保資金等で補填しようとするものであります。

第10号議案平成30年度朝倉市下水道事業会計予算につきましては、業務の予定量として水洗化人口2万6,875人に対し、1日平均処理水量1万1,533立方メートル、年間総処理水量392万7,247立方メートルを処理することとし、これに伴う予算は収益的収入及び支出において、収入に22億4,290万3,000円、支出に20億8,593万1,000円を計上いたしました。

また、資本的収入及び支出においては、流域関連公共下水道管渠建設事業、特定環境保全公共下水道管渠及び処理場建設改良事業、農業集落排水管渠及び処理場改良事業並びに浄化槽整備事業を行うこととし、収入に12億6,753万6,000円、支出に18億3,887万6,000円を計上いたしておりますが、不足額は当年度分損益勘定留保資金等で補填しようとするものであります。

次に、第11号議案から第16号議案までの補正予算に関する議案につきまして説明申し上げます。

第11号議案平成29年度朝倉市一般会計補正予算（第6号）につきましては、国の補正予算に係るものとして、立石小学校特別支援学級整備事業、甘木鉄道施設整備事業の負担金、ため池等の整備事業県負担金等が対象になったこと、災害関連経費の増減及び既定経費の減額に伴う歳出並びに災害により国から措置された特別交付税の増額等に伴う歳入を補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ37億8,210万7,000円を減額し、予算総額を500億2,973万1,000円といたしました。

第12号議案平成29年度朝倉市簡易水道特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定経費の減額に伴い補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ500万円を減額し、予算総額を7,223万6,000円といたしました。

第13号議案平成29年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、事業勘定において、前年度の一般被保険者療養給付費の確定等に伴う国・県等への返還金の増等及び既定経費の減額を補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ627万円を減額し、予算総額を90億4,983万7,000円といたしました。

直営診療施設勘定につきましては、臨床検査業務委託について債務負担行為の変更をするものです。

第14号議案平成29年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、後期高齢者医療広域連合に対する医療費負担金の減額等に伴い補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ640万7,000円を減額し、8億9,474万円といたしました。

第15号議案平成29年度朝倉市水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、収益的収入及び支出において、災害復旧工事の減工に伴う補助金の減及び事業認可変更業務委託の延期に伴う減等について補正するものでありまして、収益的収入を2,097万9,000円減額し、収入合計を7億8,459万4,000円、収益的支出を3,000万円減額し、支出合計を9億3,523万1,000円といたしました。

また、資本的収入及び支出におきまして、災害復旧工事の減工に伴う企業債借り入れ及び補助金の減により、資本的収入を4,266万1,000円減額し、収入合計を7,710万7,000円、資本的支出を4,008万7,000円減額し、支出合計を2億1,668万3,000円といたしました。

第16号議案平成29年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入及び支出において、処理場費負担金の減及び災害復旧工事確定に伴う減について補正するものでありまして、収益的収入を6,069万円減額し、収入合計を22億5,363万9,000円、収益的支出を5,360万6,000円減額し、支出合計を22億1,899万7,000円といたしました。

また、資本的収入及び支出におきまして、下水道工事の減工等に伴う企業債借り入れ及び補助金の減により、資本的収入を1億2,293万6,000円減額し、収入合計を15億3,094万2,000円、資本的支出を1億1,836万3,000円減額し、支出合計を20億4,383万5,000円といたしました。

次に、第17号議案朝倉市立杷木学校給食センター条例を廃止する条例の制定につきましては、朝倉市立杷木学校給食センターを廃止したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第18号議案朝倉市営寒水住宅条例を廃止する条例の制定につきましては、市営住宅寒水団地を廃止したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第19号議案県営住宅恵比寿団地汚水処理施設条例を廃止する条例の制定につきましては、県営住宅恵比寿団地が公共下水道に接続したことに伴い、汚水処理施設を廃止したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第20号議案朝倉市職員定数条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成29年7月九州北部豪雨による災害からの復旧・復興に向けて、災害関連業務に対応する職員を配置するため、当分の間、職員の定数の特例を定めたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第21号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、指定居宅介護支援事業者の指定申請及び指定更新申請に係る審査手数料について定めたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第22号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されることに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第23号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が改正されることに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第24号議案朝倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の一部が改正されることに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第25号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成30年度から平成32年度までの介護保険料率を定め、並びに介護保険法の一部が改正されたこと、及び介護保険法施行令の一部が改正されることに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第26号議案朝倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されることに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第27号議案朝倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されることに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第28号議案朝倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されることに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第29号議案朝倉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されることに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第30号議案朝倉市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部が改正されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第31号議案朝倉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定につきましては、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令により、都市公園法施行令の一部が改正されたことに伴い、都市公園の運動施設に関する基準を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第32号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市営住宅星丸団地及び市営住宅松末団地を廃止したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第33号議案朝倉市営簡易水道条例の一部を改正する条例の制定につきましては、朝倉市荷原字鬼ヶ城への朝倉市営簡易水道による給水が終了したことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第34号議案朝倉市民防災の日を定める条例の制定につきましては、平成29年7月5日に発生し、本市に未曾有の被害をもたらした平成29年7月九州北部豪雨災害の教訓を風化させることなく後世に継承し、市民一人一人が防災意識の向上を図るとともに、市は市民との協働によりさまざまな災害に対する備えを充実強化し、安全で安心なまちづくりを推進するため、この条例を制定しようとするものであります。

第35号議案朝倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、介護保険法の一部が改正されることに伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第36号議案朝倉市空家等の適切な管理に関する条例の制定につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたことに伴い、法に定めるもののほか空家等の適切な管理に必要な事項を定めたいので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第37号議案朝倉市環境基本計画の変更につきましては、朝倉市環境基本計画を変更するに当たり、朝倉市議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第38号議案第2期朝倉市障がい者計画の策定につきましては、平成30年度から平成35年度までを計画期間とする第2期朝倉市障がい者計画を策定するに当たり、朝倉市議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、第39号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、

市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第40条議案指定管理者の指定につきましては、朝倉市健康福祉館条例第3条の規定に基づき、朝倉市健康福祉館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、第41号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規定の規約の変更につきましては、平成30年3月31日限り、豊前広域環境施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上、重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

なお、今会期中、復興計画の策定及び人事案件につきまして、追加議案を提案申し上げ、御審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ報告申し上げ、御了承いただきますようお願い申し上げます。

(副市長降壇)

○議長(中島秀樹君) 補足説明があれば承ります。

なければ以上で提案理由の説明は終わりました。

なお、ただいま提案されました議案等の質疑は、3月5日の本会議にて行います。

お諮りいたします。

第1号議案については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、本件については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く17名の皆さんを指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました17名の皆さんを予算審査特別委員に選任することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、3月2日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。



午前10時31分散会